

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「ピーポ110ばんのいえ」登録名簿の外部提供について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課活動支援係）

## 事業の概要

事業名	ピーポ110ばんのいえ
担当課	子ども家庭課
目的	安全安心マップ作成のため
対象者	「ピーポ110ばんのいえ」名簿登録者
事業内容	<p>平成9年に戸塚警察署からの、子どもが身の危険を感じたときに逃げ込める緊急避難場所としての「ピーポ110ばんのいえ」の設置の呼びかけに、新宿区、地区青少年育成委員会、町会連合会等が協力して開始した制度である。</p> <p>名簿登録の手順としては、「ピーポ110ばんのいえ」賛同者が、最寄の警察に申し出を行う。警察が、申出者の所在地等を確認し、適当であると判断した場合は「ピーポ110ばんのいえ」ステッカーを配布し、申出者にその掲出と区から書類が送られてくる旨を話す。警察の登録者名簿に記載し、子ども家庭課に連絡する。子ども家庭課は、課の名簿に記載し、協力承諾書とピーポ110ばんのいえマニュアルを、協力者宛送付する。協力承諾書は子ども家庭課に返送し、「ピーポ110ばんのいえ」災害補償の対象者となる。(当該災害補償は、「ピーポ110ばんのいえ」の協力者や家主などが、子どもを保護する際に不審者等から人的・物的被害を受けた場合に、見舞金が支払われる制度である。)</p> <p>「ピーポ110ばんのいえ」登録者名簿については、地区青少年育成委員会、PTA、町会が地域における安全安心マップを作成するために、平成18年度第6回の本審議会で承認を受け、これらの団体に外部提供を行っている。</p> <p>今回、地区協議会が安全安心マップを作成するため、新たに当該団体に対して登録者名簿を提供する。</p>

## 件名「ピーポ110ばんのいえ」登録者名簿の外部提供について

保有課(担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	ピーポ110ばんのいえ
登録業務の目的	保険加入のため
外部提供の相手方	地区青少年育成委員会、PTA、町会、 <u>地区協議会</u>
外部提供を行う理由	地域安全マップ作成のため
外部提供を行う情報項目	「ピーポ110ばんのいえ」当該建物の住所、登録者の氏名(法人・店舗名等を含む)
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	個人情報保護に関する誓約書を提出させる。
外部提供の相手方としての情報保護対策	誓約書に記載された個人情報保護対策を講ずるほか、取扱者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
外部提供の時期	審議会承認後
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****